

社会福祉法人宮崎県共同募金会

延岡市共同募金委員会共同募金助成要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、住民参加による福祉コミュニティの実現を図るため、社会福祉法人宮崎県共同募金会延岡市共同募金委員会（以下「共同募金委員会」という。）が交付する共同募金助成金に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成事業)

第2条

共同募金助成金は、「老人福祉活動」「障害児・者福祉活動」「児童・青少年福祉活動」「住民全般対象事業」の福祉活動事業に使用するものとする。

(助成対象)

第3条

助成金の交付を受ける事のできるもの（以下「助成対象」という。）は、市内に所在し、福祉活動を行う法人や団体・ボランティアグループなどであり、以下に規定するものとする。

- (1) 福祉または福祉に関連する保健・医療・教育等の分野における先駆的、開拓的な活動事業であること
- (2) 交付決定後から年度内に実施・完了できる活動事業であること
- (3) 団体立ち上げの時に限り、団体運営に最低限必要な費用
- (4) 会の活動の内容や会の財務の状況などを公開し、的確な運営及び適正な経理が行われていること
- (5) その他、特に必要と認めるもの

(助成対象外)

第4条

事業内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成事業対象外とする。

- (1) 当該事業が、政治・宗教等の運動のために、その手段として行われているもの
- (2) 営利目的なもの
- (3) 国又は地方公共団体が設置、もしくは経営し、又はその責任に属するとみなされるもの
- (4) 会の会議・内部の交流会等の飲食費またはそれに類するもの
- (5) 高額な交通費、単なる旅行費用、事務局人件費等
- (6) 経営上余裕があると判断できる団体
- (7) 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (8) 特定の個人的活動またはそれに類する活動

(助成の優先)

第5条

助成の決定については、助成財源、社会情勢、事業の緊急性等を勘案し、必要度の高いものを優先とする。

(助成金の交付要望)

第6条

第3条に規定するものが、助成金の交付を受けようとするときは、共同募金助成金交付要望書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、指定期日までに共同募金委員会会長へ提出しなければならない。

- (1) 共同募金助成要望事業概要及び計画書(様式第2号)
- (2) 共同募金助成収支予算書(様式第3号)
- (3) 共同募金助成金交付要望団体概要書(様式第4号)

2. 共同募金助成金交付要望書は当該年度のみ有効とする。継続を希望する場合においても毎年の提出を必要とする。

(審査)

第7条

審査は、次の第一次審査から第三次審査までとし、審査基準については、共同募金委員会会長が別に定める。

- (1) 第一次審査 書類選考
- (2) 第二次審査 公開プレゼンテーション
- (3) 第三次審査 助成額の査定

(審査員)

第8条

審査員は、共同募金委員会審査委員と一般公募の審査員とする。

(助成金の通知)

第9条

共同募金委員会会長は、助成決定後、助成金交付決定通知(様式第5号)を行う。

(助成金の交付申請)

第10条

助成金の交付を受ける団体は、決定通知書と同封された助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添え、指定期日までに共同募金委員会会長に提出しなければならない。

- (1) 申請書(様式第6号)
- (2) 事業計画書(様式第7号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 請求書(様式第8号)

(受配の明示)

第11条

助成を受けた事業を実施する場合は「赤い羽根共同募金」からの助成金であることを明示しなければならない。

- (1) 機材などの購入の場合は、本会が配布する「受配ステッカー」を貼付すること
- (2) 啓発行事・講演会などの場合は、資料やチラシに助成を受けた旨の明示をすること

(実績報告)

第12条

助成を受けた団体は、助成事業終了後2ヶ月以内、もしくは、4月末までに助成金の使途を明らかにし、次に掲げる書類を添え共同募金委員会会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号、様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 報告写真

(助成金の交付決定の取り消し)

第13条

共同募金委員会会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す事ができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他不正の行為があると認められたとき
- (4) 経理状況が極めて不良と認められたとき
- (5) 事前協議が整わない状況での事前着工を行ったとき

(助成金の返還)

第14条

前条の規定により共同募金委員会会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合、助成金事業の当該取り消しに関わる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成金用途の変更について)

第15条

助成を受けた団体は、助成金を申請時と異なる用途に用いるときは事業開始2ヶ月前までに、共同募金委員会会長へ下記の書類を提出しなければならない

- (1) 変更届(様式第12号)
- (2) 事業計画変更届(様式第13号)
- (3) 予算変更届(様式第14号)

2. 変更届が提出された際は、早急に変更内容について共同募金委員会運営委員会にて検討し、共同募金委員会会長が最終決定する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する